

来年度の国民年金保険料が決定

納付が困難な方は免除などの申請を

日本国内に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満の方は、国民年金に加入します。自営業・無職・学生などの方は、自分で国民年金保険料を納めなければなりません。所得が少ないときや失業などで国民年金保険料を納付することが難しい場合、保険料の免除や納付猶予を申請することができます。免除申請時点の 2 年 1 カ月前の月分まで申請できます。

沼津年金事務所
☎921-2201
国保年金課
☎995-1813

※ 保険料の納付期限は翌月末 ※

平成 29 年度の国民年金保険料は月々 16,490 円

納め方

納付書／日本年金機構が送る納付書を使って、金融機関、郵便局、コンビニの各窓口で納めてください。

口座振替／口座振替を希望する方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印をお持ちの上、国保年金課または年金事務所へお申し込みください。

クレジットカード／納付書または年金手帳、はんこ、クレジットカードをお持ちの上、国保年金課または年金事務所へお申し込みください。

※手元に納付書がない場合は、年金事務所へご連絡ください。

※ 保険料の納付が困難なとき ※

保険料を納めるのが、経済的に困難な場合は免除や納付猶予を利用しましょう。それらを受けるには一定の条件があります。

免除申請

申請することで、保険料の納付が全額または、一部免除となる制度です。60 歳未満の方で、本人・配偶者・世帯主それぞれの申請年度の前年の所得が一定額以下の場合や失業などの理由がある方が対象です。失業したり災害に遭ったりした場合に適用される特例免除は、失業・災害などの前月から失業・災害などのあった年の翌々年 6 月までの期間、特例免除申請ができます。

納付猶予申請

申請することで、保険料の納付が猶予される制度です。50 歳未満の方で本人・配偶者それぞれの前年の所得が一定額以下の方が対象です。

申請方法

年金手帳、はんこ（本人署名の場合は不要）、免許証などの身分証明書をお持ちの上、国保年金課または年金事務所へ申請してください。

※ 学生の方で保険料の納付が困難なとき ※

学生の方で、保険料の納付が困難なときは学生納付特例を利用しましょう。

学生納付特例

申請し承認を受けると、学校を卒業するまで、納付しなければならない保険料の納付が猶予される制度です。申請は毎年必要です。

申請方法

初めて申請する方

年金手帳、はんこ（本人署名の場合は不要）、学生証（写しの場合は両面）、免許証などの身分証明書をお持ちの上、国保年金課または年金事務所へ申請してください。

2回目以降の方

平成 29 年度も引き続き学生である場合は、3 月下旬に日本年金機構からはがき形式の申請書が届きます。必要事項を記入し、返送してください。



免除・納付猶予・学生特例申請時の注意

- 申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行います。
- 申請が遅れると万一の際に、障害年金などを受け取れない場合があります。

※ 免除・納付猶予・学特例期間の保険料を後から納める方法 ※

各制度で承認された免除・納付猶予期間の保険料は、後から納めることができます（追納）。納めない場合、将来受給する年金額が満額に満たなくなります。

追納期間／10 年以内

申請方法／年金事務所または国保年金課へ申請してください。